

## 連携型中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜における基本方針

連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）への入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）における基本方針は、次のとおりとする。

### 1 趣旨

連携型高等学校において、連携型中学校から目的意識や意欲のある生徒の入学を促進し、6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るため、連携型選抜を実施する。

### 2 実施高等学校及び対象中学校・義務教育学校

- (1) 県立白河実業高等学校及び塙町立塙中学校
- (2) 県立南会津高等学校及び南会津町立田島中学校・荒海中学校
- (3) 県立相馬総合高等学校及び相馬市立中村第一中学校・中村第二中学校・向陽中学校・磯部中学校
- (4) 県立ふたば未来学園高等学校及び浪江町立なみえ創成中学校、葛尾村立葛尾中学校、双葉町立双葉中学校、大熊町立学び舎ゆめの森、富岡町立富岡中学校、川内村立川内小中学園、檜葉町立檜葉中学校、広野町立広野中学校

### 3 募集定員

募集定員枠については、別に公告する募集定員の30%を下限とし、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて設定する。

ただし、定員枠については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

また、特色選抜の募集定員枠は、これとは別に設定するものとし、併設型中高一貫教育校における高等学校においては、これらの割合について、別に公告する募集定員から当該高等学校に係る併設型中高一貫教育校における中学校の第3学年に在学する者（11月1日現在）の数を除いた数に対する割合とする。

なお、可否の判定に当たっては、志願者の動向や各高等学校・学科の実態に応じて、弾力的に対応することができる。

### 4 出願資格

連携型高等学校の連携型選抜に出願することができる者は、当該高等学校と連携している中学校を卒業する見込みの者とする。

なお、連携型中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校の特色選抜へ出願することはできない。

### 5 選抜の方法

受験生の個性や学ぶ意欲をみるとともに、連携している内容に応じた選抜となるよう配慮し、各連携型高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 志願者全員に学力検査を課す。学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）の5教科とし、学力検査の問題作成や配点については、前期選抜と同様とする。
- (2) 選抜に当たっては、中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績及び連携型選抜に係る面接（以下「連携型面接」という。）の結果を資料とする。  
なお、各連携型高等学校長の判断により、各連携型高等学校が連携している教育課程に基づいた内容に応じた選抜方法に加え、学校の特色や学科の特性等に関する内容に応じた選抜方法（以下これらを「連携型検査」という。）を選択して実施した場合には、それらの結果を併せて資料として選抜を行うことができるものとする。
- (3) 可否の判定に当たっては、調査書の審査結果、学力検査の成績、連携型面接の結果及び連携型検査を実施した場合にはその結果の比重を、県教育委員会が定めた範囲内で各高等学校がその特色や学科の特性に応じて定めるものとする。
- (4) 連携型選抜の志願者は、出願した高等学校において一般選抜にも出願できるものとするが、その場合、各連携型高等学校は、連携型選抜、一般選抜の順に可否判定

を行う。

6 その他

連携型選抜に出願する者は、特色選抜との併願はできない。

**新型コロナウイルス感染症に係る特例措置について**

- 1 令和6年度県立高等学校入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症に係る特例措置について、次のように見直す。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症対応選抜を設定しない。
  - (2) 健康状態チェックリストの提出は不要とする。
  - (3) 新型コロナウイルス感染症に罹患した状態で選抜を欠席した者については、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態になり欠席した者と同様に扱う。また、学力検査等の際の別室受験についてもインフルエンザ等罹患者と同様とする。
  - (4) 「新型コロナウイルス感染症への対応により、検査が未完了の状態となった受験生への対応」は実施しない。

**中学校における部活動の地域移行に伴う対応について**

- 1 令和6年度県立高等学校入学者選抜においては、中学校における部活動の地域移行に伴い、次のとおり取り扱う。
  - (1) 校外でのスポーツクラブ等の記録は「長所・特技等の記録」の欄に記載することとしているため、調査書の「各教科の学習の記録」以外の記載項目について、点数化の方法を学科ごとに定めることができることとする。
  - (2) 調査書の点数化について、部活動や地域クラブ活動等の実績等の評価の有無、評価の方法（点数化、段階評価など）、評価の観点（実績、取組内容など）を明記することとする。